

Title	江戸・東京における寺子屋師匠の筆道修業について： 「筆道師家人名録初編」と「開学明細書」を対照して
Sub Title	The teacher's training of terakoya school in Edo-Tokyo city
Author	藤田, 薫(Fujita, Kaoru)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2004
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学： 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.58 (2004.) ,p.59- 69
JaLC DOI	
Abstract	<p>In Edo-Tokyo City, there were a lot of professional teachers of terakoya schools. However, it has been said that there were no particular training or license to become a professional teacher. Is that true?</p> <p>In this paper, through the comparative study of Hitsudohshika Jinmeiroku Shohen; a guide book of terakoya schools in Edo City with some official documents of establishment of private elementary schools in Tokyo City, the facts of teacher's training and license in feudalistic system are traced. There were some important schools training many teachers and those schools offered them licenses and names after the school names. In Edo-Tokyo City, a large number of professional teachers of terakoya schools realized that training and license were required before establishing their schools. It is supposed that this realization facilitated their acceptance of modern teacher's training and license system adopted by the Tokyo Prefecture.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000058-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸・東京における寺子屋師匠の筆道修業について

—『筆道師家人名録初編』と『開学明細書』を対照して—

The Teacher's Training of Terakoya School in Edo-Tokyo City

藤 田 薫*
Kaoru Fujita

In Edo-Tokyo City, there were a lot of professional teachers of terakoya schools. However, it has been said that there were no particular training or license to become a professional teacher. Is that true?

In this paper, through the comparative study of Hitsudohshika Jinmeiroku Shohen; a guide book of terakoya schools in Edo City with some official documents of establishment of private elementary schools in Tokyo City, the facts of teacher's training and license in feudalistic system are traced. There were some important schools training many teachers and those schools offered them licenses and names after the school names. In Edo-Tokyo City, a large number of professional teachers of terakoya schools realized that training and license were required before establishing their schools. It is supposed that this realization facilitated their acceptance of modern teacher's training and license system adopted by the Tokyo Prefecture.

はじめに

江戸の寺子屋は文政年間から普及が本格化し、その数は800～1000ともいわれ、多様な身分の塾主のうち4割以上が専業であったとされている¹。そのように多数の生業的寺子屋の師匠が、これまでの概説的な日本の近代教員養成史研究²にいわれるように、専門的な訓練を受けたり資格を得たりすることなくまったく自由に開業していたのであろうか。

門脇厚司は『東京都教育史』（以下『都教史』）および『東京教員生活史研究』の「寺子屋の師匠と教師教育」において、東京の寺子屋は親から子へ代々引き継がれるのが一般的で、師範学校創設以前に教師を志す者が専らそのために勉強する塾や学校があったわけではないが、寺子屋の師匠がわが子を、時

* 東京米養食糧専門学校非常勤講師，専門学校東京医療学院非常勤講師（日本教育史）

¹ 関山邦宏「江戸の寺子屋」（東京都立教育研究所『東京都教育史通史編』1，1996年，65～92頁）。

² 佐藤秀夫『近代学校』の創設と教員養成の開始（中内敏夫ほか編『教員養成の歴史と構造』明治図書出版，1974年），寺崎昌男「歴史がもつて歴史に参加した教師たち」（寺崎昌男・前田一男編『歴史の中の教師』1，ぎょうせい，1993年），山田昇『戦後日本教員養成史研究』風間書房，1993年）など。

にはわが妻を相手に師匠たるに必要な様々な知識や技能や心得を個人的に伝授するというかたちで行ってきたものと推測している³。

明治中期の調査報告である『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書⁴』（以下『取調書』）は、一定の課程を終えなければ師匠となって手本を書くことが許されず⁵、ほとんどの師匠は堂号をもち、その号には先師から授かった書号の一字を冠することがあった⁶としており、門下から多くの師匠を輩出する高名な師匠をあげている⁷。

また乙竹岩造は『日本庶民教育史⁸』において、「寺子屋の分岐派生の真相」として、江戸・東京の多くの師匠は「書号を貰い、堂号を受けて、その母校から」分岐して開業していたと指摘し、先師の号の一字を冠した例を示している。

そして名倉英三郎も「明治初期における東京の塾の発達⁹」において、多くの筆道塾塾主を輩出した塾主名を示している。いずれの研究も生業的寺子屋を開業するために必要とされた修業の解明を目的とするものではないため、門下から師匠を輩出する師匠を列挙するにとどまっている。

本稿では、まず『都教史』に引用された東泉堂の事例の検討からはじめ、つぎに『取調書』を文政4年出版の『筆道師家人名録初編』（以下『人名録』）と比較対照して江戸の寺子屋の分岐派生の状況について検討し、さらに『開学明細書明治六年一月¹⁰』（以下『明細書』）の教員履歴欄に個々の寺子屋師匠の事例をみて、江戸・東京の寺子屋師匠の修業歴について考察を試みる。

1. 東泉堂の事例の検討

『都教史』は「寺子屋師匠たちの勉学歴の一つを紹介し学制以前の教師養成について述べ」るために「東泉堂」を事例としている。以下は東泉堂の後身となる薰陶学校の明治7年4月付け「私立小学開業設立願¹¹」の教員履歴である。

教師 東京府貫属士族熊谷益幸父隠居

熊谷源次郎

戊五十八歳十一月

文政八乙酉年三月ヨリ天保甲午年七月マテ都合十ヶ年之旧仙台藩士大澤赤城へ従學支那學修業文政七甲申年正月ヨリ天保六未年二月マテ都合十二ヶ年之間元米津伊勢守家士坂川平學へ従學筆道修業同年二月開業

助教師

東京府貫属士族 熊谷益幸 戊三十九歳二月

嘉永六癸丑年正月ヨリ安政六己未年三月マテ都合七ヶ年之間旧仙台藩士大澤赤城へ従學修業 安政

³ 『東京都教育史通史編』1（前掲）、285～8頁、門脇厚司『東京教員生活史研究』学文社、2004年、50～52頁。

⁴ 大日本教育会『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』大日本教育会事務所、1892年。

⁵ 『取調書』（前掲）11丁。

⁶ 『取調書』（前掲）5丁。

⁷ 『取調書』（前掲）附録13丁。

⁸ 乙竹岩造『日本庶民教育史』臨川書店、1960年（初版1929年）。

⁹ 名倉英三郎「明治初期における東京の塾の発達」（『東京女子大学付属比較文化研究所紀要』10、1960年、1～30頁）。

¹⁰ 東京都『開学明細書明治六年一月』全7冊、1961～1963年。

¹¹ 『私立小学校設立願 乾』明治7年、東京都公文書館蔵。

二乙卯年九月ヨリ文久三癸亥年十二月マテ九ヶ年之間東京府管下平民細井総二郎へ従學算術脩業慶應三丁卯年正月ヨリ同年十二月マテ旧幕府海軍所へ入學洋算脩業明治四辛未年十一月ヨリ同五壬申九月マテ再総二郎へ従學洋算脩業文久二辛酉年ヨリ父暘周二筆道ヲ學ヒ明治六癸酉年七月二十七日ヨリ東京府講習所ニ於テ小學教則講習仕同年十一月八日卒業爾來教授罷在候

助教師

第四大区七小区 東京府貫屬士族熊谷是正妹

熊谷 富子 戌二十三歳

安政六己未年二月ヨリ慶應三丁卯年十二月マテ都合八ヶ年之間旧仙台藩士大澤赤城へ従學支那學脩業明治四辛未年三月十五日ヨリ同七戌年マテ都合四ヶ年平民細井総二郎へ従學和洋算術脩業安政三丙辰年六月ヨリ明治七甲戌年マテ都合十九ヶ年間東京府貫屬士族熊谷益幸父暘周二筆道ヲ學ヒ明治六年八月ヨリ同十一月迄東京府講習所ニ於テ小學教則講習仕卒業爾來助教授罷在候

乙竹も『日本庶民教育史』で東泉堂について言及しているが、それによれば東泉堂熊谷暘周は京橋区内で有名な寺子屋で、芝泉堂坂川暘谷の門人であり、門下には雲泉堂井上直などがある。芝泉堂坂川暘谷は「溝口流で一派をなし、所謂谷号師匠中の鱗々たるものであって」、「その門下からはさらに多くの寺子屋が分脈派生して」、「孰れも泉字をその堂号に表して伝統を明らかにしていた¹²⁾」師匠であった。名倉も「明治初期における東京の塾の発達」で、芝泉堂坂川暘谷と東泉堂熊谷暘周を筆道の塾主がかつて就いた師匠の名として記載が頻繁にみられるもの、著名なものとしている。

これらのことから、東泉堂熊谷暘周は、谷号をもつ師匠の中でも高名で多くの師匠を輩出した芝泉堂坂川暘谷の門人で、泉字を堂号に、暘字を書号にもち、自らも門下から多くの師匠を輩出した師匠であることがわかる。

つぎに、熊谷源次郎・益幸・富子の修業歴を比較検討し解釈を試みることにしよう。

まず源次郎は、文政7(1824)年から天保6(1835)年まで12年間、坂川平学に筆道を学ぶ傍ら、文政8(1835)年から天保甲午(1834)まで10年間、大沢赤城に漢学を従学している。坂川平学とは、先述の芝泉堂坂川暘谷である。初代源次郎は外部の師匠に筆道と漢学を学んで寺子屋を開業しているのである。

息子の益幸は、父に筆道を学んでいるが、その他に、源次郎の師匠である大沢赤城に漢学を、細井総二郎に和洋算術を従学し、旧幕府海軍所における洋算の修業歴までである。筆道の師匠のみをみれば、親子の伝授といえるのであるが、漢学と和洋算術についてみれば、外部の師匠や教育施設で学んでいるのである。

富子は、「熊谷是正妹」とあるので、源次郎の子ではないが、親族である可能性はある。筆道を学んだ「益幸父暘周」が親族であるとしても、漢学は源次郎親子と同じ大沢赤城、和洋算術は益幸と同じ細井総二郎という外部の師匠に学んでいるのである。

益幸の、父への筆道従学について検討を加えよう。彼は18歳から漢学、20歳から算術を学び、筆道は27歳からで、その後32歳の時に海軍所で洋算、維新後に36歳で再び洋算を学び、教え始めたのは小学教則講習卒業後である。富子が5歳、父源次郎が9歳で筆道従学したのに比べ、筆道従学が27歳

¹²⁾ 乙竹岩造『日本庶民教育史』(前掲)中巻、692～3頁。

と大変遅く、しかも漢学・算術より後である。また、父源次郎とは書かず「父陽周」と書号を記している。読み書き能力を身につけるためではなく、師匠となるためにあらためて筆道を学ぶにあたり、芝泉堂から授けられた堂号書号をもち、多くの寺子屋師匠を育成していた陽周に従学したことが、後述する『明細書』からも伺われる。

以上、東泉堂の事例を検討した結果、東泉堂は門下から多くの寺子屋を分岐派生していたとされる芝泉堂から堂号書号を免許されて創業し、自らも師匠を育成した師匠であり、教員履歴からは、家族内での個人的な伝授というかたちの教師養成が推測されるというよりは、むしろ先代が高名な師匠であっても、漢学や和洋算術を外部の師匠に学んで師匠となっていることが看取されるといえる。東泉堂の事例は、明治期まで継続し、小学教則講習を卒業し私立小学校の認可を受けて存続するような寺子屋は、堂号書号を免許された有力な寺子屋で、代々外部の師匠に学んでいたということを示唆している。もちろん、江戸・東京の寺子屋の多くは記録に残らない、継続性のないものであった¹³。

2、江戸の寺子屋の分岐派生の状況

先述したように『取調書』は、一定の課程を終え、先師の書号の一字を冠した堂号を授かって開業する師匠が多かったとし、師匠を多数輩出する高名な師匠をあげている。『取調書』は東京府の私立小学校に対する政策的転換の時期に、寺子屋を前身とする私立小学校校主たちが調査主体となると同時に調査対象ともなっておこなわれた調査である¹⁴ため、その報告内容が実態を反映していることを示す事例による裏付けが必要である。

表1 『人名録』による『取調書』報告内容の裏付け

『人名録』の内容	『取調書』の報告
すべての師匠が姓をもっている	「苗字ヲ称スルヲ得ル*1」
各師匠に関する記載項目	表札の表記項目*2
書法流儀・号、堂号・名・又号、 続柄・門人関係、所在地、師匠名 (筆頭に書法流儀がある)	流儀、堂号、続柄・門人関係 (「師家ヲ撰フノ諸項」の第一に「書法ノ流儀並ニ巧拙」とある*3)
掲載師匠の書法流儀はすべて和様である	「手習師匠ハ概ネ和様ヲ授ケシニテ唐様ハ書家専ラ之ヲ授ケタリ*4」とある
大橋流・溝口流・花形流・百瀬流の師匠が多数掲載されている	御家流支流のうち「江戸ニ於テ多ク行レシ諸流*5」に大橋・溝口・花形・百瀬流があげられている

*1 『取調書』5丁。

*2 『取調書』4～5丁。

*3 『取調書』49丁。

*4 『取調書』5丁。

*5 『取調書』5丁。

¹³ 寺子屋の消長の激しさ、地方毎の格差については石川 謙『日本庶民教育史』（石川松太郎編、玉川大学出版部、1998年；初版1929年）に詳しい。

¹⁴ 竹村英樹「明治期東京の教育調査—『東京市維新前私立小学校教育法及維持法取調書』をめぐる社会調査史的考察—」（川合隆男編『近代日本社会調査史（1）』慶應通信、1989年）による。

そこで、文政4年出版の『人名録』を江戸の寺子屋師匠のガイドブックと捉え¹⁵、『取調書』と比較対照を試み、つぎに乙竹や名倉の研究を勘案し、『明細書』と比較して『取調書』が報告するような堂号授与と寺子屋の分岐派生の状況を検討していくことにする。

まず、『人名録』との対照により『取調書』報告内容が裏付けられる点を表1に示す。

つぎに、『人名録』にみられる、『取調書』の「東京市自維新前継続私立小学校一覧表」（以下「一覧表」）掲載の寺子屋に一致する師匠5名を表2に示す。

さらに、『人名録』に記載されている坂川暘谷、岩田芙山、五松鶴林一門は、『取調書』の「江戸市高名ノ師家概表」（以下「師家概表」）にある「故老ヨリ伝聞セル師家」8名のうち芝泉堂、岩田芙山、五松某にあたる。このように、単に比較対照しただけでも、『人名録』には『取調書』と符合する点が多くみられるのである。

つぎに、寺子屋の堂号允可・分岐派生の状況をみるために、所載の師匠を門人関係で整理すると、多くの師匠を門人にもつ師匠の存在が明らかになる¹⁶。門人関係とその流儀・号との関連をみていくことにしよう。

堂号が記載されている者はさほど多くないが、流儀名と同じ姓をもつ師匠が多く見受けられることが注目される。花形¹⁷、玉江¹⁸、今井の例を表3, 4, 5に示す。

今井流一門の師である五柴は書法を「和漢書体」としているが、門人の閑菴から今井流を標榜するようになっており、御家流から支流が生成する様が見える。玉江も同様にして支流を形成し、一派をたてた者の姓を門人に授けるようになったのであろう。師匠と異なる姓をもつ者の名をみると、花形流宮崎桃春の門人は桃、玉江藍皐の門人は藍、藍陵の門人は陵、藍嶺の門人は嶺と先師の号の一字を入れた号をもつ例が多い。『取調書』の「一覧表」の「堂号」欄には、花形、玉江と記載されている例があり、流儀名と同じ姓を、堂号と同じように寺子屋の名称として用いたと考えられる。姓にせよ名にせよ、ほと

表2 『筆道師家人名録初編』と「自維新前継続私立小学校一覧表」の対照表

『筆道師家人名録初編』				「自維新前継続私立小学校一覧表」			
書法流名	堂号	所在地	師匠姓名	書法流名	堂号	所在地	師匠姓名
持明院殿御門人 御家流 御家流 御家流	文海堂	南茅場町	花形東秀	御家流（花形流）	花形	日本橋区堀江町	花形東秀
		小石川三百段	長田号山	御家流	文海堂	小石川区白山	長田貞助
	三清堂	日本橋区内町	中興兵衛	御家流	永林堂	日本橋区平松町	中興兵衛
		三田聖坂下	野間賢輔	御家流（溝口派）	三清堂	芝区三田三丁目	野間霽谷
		深川森下町	畑知方女	御家流	澄江堂	深川区常盤町	畑 千方

¹⁵ 序や凡例から、筆道師家とはさまざまな職業に就く前に全ての子どもが通う郷先生であり、本書が子弟のために師家を求める人々のために師家中の名家のみをイロハ順に掲載した人名録であることがわかる。また近世の各種人名録と比較対照した場合、書と筆道とは区別されており、語義上も書と筆道、書家と師家は異なり、前者は上として芸術・教養としての唐様の書であり儒学・漢詩と結びついており、後者は上として実用としての和様（御家流）の書であり国学・和歌と結びついていることから、「筆道師家」とは実用の和様の書を教える地域の先生ととらえた。

¹⁶ 乙竹岩造は「掲載の師家の大多数は、その壘を段々尋ねて行くと、これを十有数個の母体師家に帰湊することが出来る」として坂川暘谷を含む11名をあげている〔乙竹岩造『日本庶民教育史』（前掲）中巻、418～9頁〕。

¹⁷ 「一覧表」では「御家流（花形流）」となっている。

¹⁸ 「一覧表」では「御家流（玉江流）」となっている。

表 3 『筆道師家人名録初編』にみる花形姓または花形流の師匠一覧

書法流名	門人関係	所在地	師匠名
		長谷川町北新道	花形東五郎
		南茅場町	花形東秀
		八丁堀松屋町	花形東丘
		住吉町	花形藤女
		本所一ツ目	花形安女
		人形町	花形勢以女
		浅草駒形町	花形由利女
		駿河町	花形寿美女
		神田元岩井町	花形筆女
		神田紺屋町二丁目	花形米女
		神田鎌倉町	花形音羽女
		日本橋元大工町	花形巻女
		京橋北紺屋町	花形幸女
		銀座四丁目	花形菊女
		銀座三丁目	花形勢以女
		神田新銀町	花形栄女
		麴町天神前	花形多美女
		小日向茗荷谷	花形寿天女
		芝田町九丁目	花形久梅女
		中橋南横町	花形要助
	花形要助門人	土橋八官町	花形安女
		三十間堀八丁目	花形新次郎
	花形新次郎門人	築地小田原町二丁目	花形錦女
	宮崎桃春門人	霊岸島東湊町	花形桃江
花形流	宮崎桃春門人	深川相河町	中村桃朝
花形流	宮崎桃春門人	南新堀二丁目	宮崎桃義
花形流		湯島天神前町	中嶋和三郎
花形流		神田白壁町	泉政女

んどの師匠が師にちなんだ号をもっている。先述の五松もこの例である。

『取調書』の「溝口流谷号伝授ノ姓名表¹⁹⁾」(以下「姓名表」)にもみえる、坂川暘谷(芝泉堂・坂川平学)と三清堂野間賢輔(霧谷・謙輔)の例を表6,7に示す。

暘谷の門人は暘字を、霧谷の門人は環字を名にもっている。ほかに編者の村上帰旭一門のものは旭、岩田夫山一門のものは山、蓮池堂文盟一門のものは盟、百瀬耕延一門のものは耕の一字をもつなど、同門のものが共通する一字を授かっている例が多数見られる。

以上文政期の江戸の寺子屋師匠のうち名家のみを記載した『人名録』を検討した結果、書法流儀や誰の門人であるかが重視され、多数の師匠を門下にもつ師匠が存在し、門人は先師の姓を授かるか号の一字を冠した名を授かっている場合が非常に多いことが明らかになった。

『人名録』に堂号の記載が多くないことは先述した。しかし乙竹は、芝泉堂坂川暘谷の書いた「瑩泉堂」

¹⁹⁾『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』(前掲) 附録。

表4 『筆道師家人名録初編』にみる玉江門下の師匠一覧

書法流名	統柄・門人関係	所在地	師匠名
和漢筆学	藍 泉 子	元大坂町	玉 江 藍 泉
	藍 泉 子	同 居	玉 江 藍 衡
	玉江藍泉門人	元大坂町	藍 泉 女
	玉江藍泉門人	鉄砲洲本湊	玉 江 龍 谷
	玉江藍泉門人	竈河岸	玉 江 藍 峻
	玉江藍泉門人	下谷御具足町	玉 江 藍 峯
	玉江藍泉門人	麴町六丁目	玉 江 藍
	玉江藍泉門人	日本橋数寄町	玉江藍準女
	玉江藍泉門人	神田富山町二丁目代地	玉江知可女
	玉江藍泉門人	下谷池之端	玉江藍湘女
	玉江藍泉門人	横山町一丁目	玉江登勢女
	玉江藍泉門人	長谷川町	玉江屋寿女
	玉江藍泉門人	杉森稲荷新道	玉江寿衛女
	玉江藍泉門人	赤坂田町五丁目	月 岡 藍 蹄
	玉江藍泉門人	日本橋通二丁目	辻 春江女
	玉江藍泉門人	日本橋数寄屋町	玉 江 藍 陵
	玉江藍陵門人	芝宇田川町	橋本吉兵衛
玉江藍陵門人	中橋上横町	松田陵山女	
玉江藍泉門人	下谷山崎町一丁目	玉 江 藍 峠	
玉江藍峠門人	元鳥越町	佐藤雲峠女	

の扁額が度重なる火災の度に持ち出され「新築の校舎」の玄関にかけられて調査当時の大正初年に現存している事例を報告している。この扁額を与えられたのは柘植陽樹であることが『瑩泉堂』の『開学明細書』からわかり、師の一字を冠した堂号と書号を授かっていることを示す事例である。

また乙竹は「江戸の寺子屋の創立並びに継続」について述べるなかで、「寺子屋の分岐派生の真相」として化政の頃の芝泉堂、天保の頃の文池堂・玄池堂を典型として、書号・堂号を受けて母校から芽生分岐していたことを指摘し²⁰、「寺子屋師匠の地位」として堂号の許可を可号と称し、大抵その師が自署した折紙を与えたと報告している²¹。名倉も、多くの塾主を輩出した塾主をあげている²²が、そのうち土肥丈谷・坂川陽谷の名は『取調書』の「師家概表」にもみられる。

なお、先師の堂号・書号にちなんで号を允可されている事例は、『明細書』にも多く見受けられる。乙竹は芝泉堂の門人は「堂号に泉字をもつ」と指摘しているが、芝字をもつ師匠も数例ある。陽谷の門人が陽字、峻谷の門人は峻字を書号にもつ例もみられる。泉字をもつ師匠は他にも、西尾東谷、石川仰山、土肥丈谷など青蓮院宮直門の師匠の門人に多数みられる。三清堂野間霧谷の門人で堂号に三字をもつ例が数例、野間嚶谷（三臺）の門人で堂号に清字、書号を嚶臺と称する例がみられる。

『人名録』、乙竹や名倉の研究、『開学明細書』との比較検討の結果から、『取調書』の報告内容には信憑性があると考えられ、江戸の寺子屋師匠は師匠から号を受けて開業することが一般的であったというその見解も、調査時まで存続していたり人々の記憶に残っていた寺子屋に関する限りはその実態を反映

²⁰ 乙竹岩造『日本庶民教育史』（前掲）中巻、717頁。

²¹ 乙竹岩造『日本庶民教育史』（前掲）中巻、718頁。

²² 名倉英三郎「明治初期における東京の塾の発達」（前掲）28頁。

表 5 『筆道師家人名録初編』にみる今井門下の師匠一覧

書法流名	統柄・門人関係	所在地	師匠名
和漢書体		三十間堀七丁目	今井五柴
今井流	今井五柴門人	桜田備前町	今井太郎
今井流	今井五柴門人	中橋南塗師町	今井董三郎
今井流	今井五柴門人	尾張町新地	今井菊女
今井流	今井五柴門人	新橋出雲町	今井閑菴
今井流	今井閑菴門人	鉄砲洲船松町二丁目	今井州賀
今井流	今井閑菴門人	本所	今井閑山
今井流	今井閑菴門人	小舟町二丁目	今井申藏
今井流	今井申藏子	同居	今井篤

表 6 『筆道師家人名録初編』にみる坂川陽谷門下の師匠一覧

書法流名	門人関係	所在地	師匠名
御家流			坂川陽谷
御家流	坂川陽谷門人	日比谷	宮田陽溪
御家流	坂川陽谷門人	愛宕下	疋田陽泰
御家流	坂川陽谷門人	芝中門前二丁目	鈴木陽嵩
溝口流	坂川陽谷門人	宋十郎町	田中陽明
	坂川陽谷門人	小川町	柳澤陽岳
	坂川陽谷門人	愛宕下	枝川陽洲

表 7 『筆道師家人名録初編』にみる野間賢輔門下の師匠一覧

書法流名	堂号	門人関係	所在地	師匠名
御家流	三清堂		三田聖坂下	野間賢輔
		三清堂門人	目黒行人坂上	閑花堂
御家流	昇淵堂	三清堂門人	本銀町四丁目代地	環舟
御家流	泉林堂	三清堂門人	渋谷広尾町	環菴
御家流		三清堂門人	芝田町六丁目	環山

していると推測される。

これまで、江戸・東京全体の状況のみをみてきたのであるが、さらに個別事例によって寺子屋師匠の修業歴を考察するため、『明細書』の教員履歴欄を検討することにしよう。

3. 『東京府開学明細書』の教員履歴欄にみる江戸・東京の寺子屋師匠の修業歴

芝泉堂は、『都教史』が事例としている東泉堂の師匠であるのみか、『取調書』の「師家概表」, 「姓名表」, 『人名録』に掲載され、乙竹によって「寺子屋が堂を分かち、子を生んだ有様を最もよく表彰している典型²³」とされ、名倉によって筆道の塾主がかつて就いた師匠の名として記載が頻繁にみられるもの、著名なものとされている。そこで、芝泉堂と東泉堂の門人を中心に『明細書』により個々の師匠の学習歴をみることにする。図 1 に師弟関係を示し、表 8 に図 1 に太字で記した寺子屋の『明細書』に

²³ 乙竹岩造『日本庶民教育史』(前掲)中巻, 692頁。

表8 『東京府開学明細書』教員履歴欄にみる芝泉堂・東泉堂門下の寺子屋師匠の修業歴

塾名	教員氏名	教員履歴
東泉堂	熊谷源次郎 源次郎男 熊谷益幸	文政七甲申年正月ヨリ天保六乙未二月マテ十二年ノ間米津伊勢守家来芝泉堂坂川 陽谷へ従學筆道修業 同年同月開業 嘉永六癸丑正月ヨリ安政六己未年マテ都合七ヶ年間大澤赤城へ支那學修業 安政二 乙卯年九月ヨリ文久三癸亥年十二月マテ旧幕府海軍所へ入學修業 明治四辛未年十 一月ヨリ同五壬申九月マテ再ヒ細井総二郎へ従學洋算修業 文久二辛酉年ヨリ父陽 周二筆道學 以來父ト共ニ教授罷在
榮泉堂峻谷	黒田知義	天保三壬辰年六月ヨリ弘化三丙午年十二月マテ都合十五ヶ年間拓殖陽樹え従學 弘 化四丁未年正月ヨリ青蓮院宮御直弟芝泉堂坂川陽谷え轉學修業 弘化四丁未年九月 ヨリ開業
蓮泉堂	小岸重右衛門	文政八乙酉六月ヨリ天保庚子年十二月迄都合拾六年間諫山勘七え従學 弘化元甲辰 正月ヨリ青蓮院宮御直弟坂川陽谷え轉學修業 弘化元甲辰年八月ヨリ開業
雲泉堂	井上なを	嘉永二己酉年二月迄都合四ヶ年之間中嶋光國え従學修業 文久二壬戌年二月ヨリ東 泉堂陽谷え従學修業 明治四未年四月開業
東榮堂	猿田龜吉	天保五甲午年六月ヨリ同八丁酉年三月迄都合四ヶ年間五十嵐文山え従學 安政五戊 午年二月ヨリ慶應三丁卯年十月迄十ヶ年之間熊谷源次郎え轉學修業 都合十四ヶ年 之間修業 明治元戊辰年四月ヨリ開業
東隆堂周晋	須田新平	嘉永三庚戌年三月ヨリ安政三丙辰年十二月迄都合七ヶ年之間東泉堂陽谷え従學 同 五戊午年二月ヨリ開業
芝祥堂峻悦	織田伊三郎	天保三辰二月ヨリ拓殖陽樹え従學中弘化二己年都合十四ヶ年ニ而開業 明治元辰年 正月ヨリ坂川峻谷え轉學従學仕候
川龍軒	松浦明谷	天保七年丙申年十一月芝泉堂故陽谷え従學 同十一年庚子三月免許師没後安政五年 壬午四月上京仕青蓮院宮二品尊融親王御直門相成御令旨并筆號川龍軒明谷と頂戴仕 候 天保十一年庚子正月開業當壬申年迄三十三ヶ年執業仕候
掬泉堂兎谷	佐藤慎一郎	天保九年戊戌三月ヨリ嘉永二年己酉六月迄十二ヶ年之間芝泉堂坂川陽谷ニ従學 師 没後萬延元年庚申五月青蓮院宮二品尊融親王入木道御直門被召加候 天保丙申年正 月開業

みる教員履歴を示す。

図1「芝泉堂師弟関係図」により、「姓名表」には記載されていない末端の師匠たちが、芝泉堂から分岐派生した状況が明らかになる。

表8により修業歴と号の関係を考察すると、芝泉堂門人、東泉堂の熊谷源次郎は芝泉堂に12年間従学して開業し、堂号に泉字、書号に陽字をもつ。瑩泉堂峻谷の黒田知義は柘植陽樹に15年間従学し芝泉堂2代目の坂川峻谷に転学して9ヶ月目に開業し峻谷と称している。乙竹によれば、瑩泉堂の2代目は初代柘植藤十郎の養子で芝泉堂初代の陽谷に従学し、のちに黒田姓になっている。3代目も養子であったので、この柘植陽樹とは2代目瑩泉堂、すなわち3代目の養父である。瑩泉堂では、弟子を養子にして後継者にする際に2代目を芝泉堂初代に従学させ泉字をもつ堂号を称し、3代目を芝泉堂2代目に転学させ、峻谷という号を受けさせているのである。蓮泉堂の小岸重右衛門も諫山勘七に16年間従学して芝泉堂坂川陽谷に転学、8ヶ月目に開業している。「一覧表」には陽淡と記されており、堂号に泉字、書号に陽字をもつ。さきの東泉堂の門人、雲泉堂の井上なを(直)は中嶋光國に14年間従学した後東泉

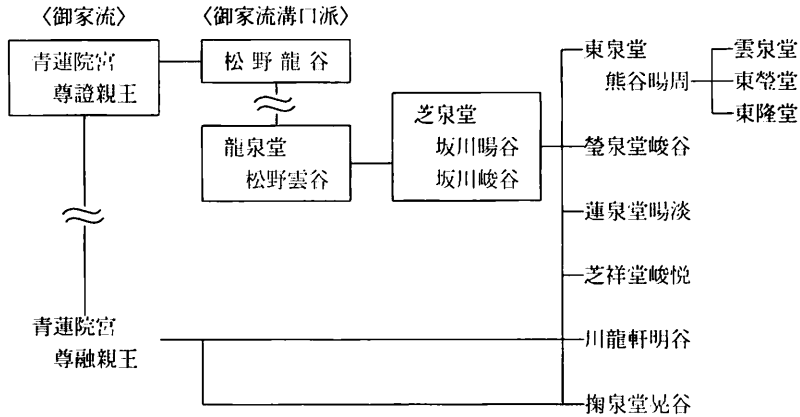


図1 芝泉堂師弟関係図

* □ で囲んであるものは「姓名表」に記載されているもの。

『東京府開学明細書』および「溝口流谷号伝授/姓名表」「自維新前継続私立小学校一覧表」(『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』)より作成。

堂暘周に12年間従学して開業している。乙竹によれば井上は6歳で雲龍堂に入門している²⁴ので、中嶋光國とは青蓮院宮直弟²⁵で門下に雲字を関する堂号の師匠をもつ雲龍堂光國である。堂号を免許する師匠兩名にはほぼ同期間従学した井上は、兩名から一字ずつを受けた堂号を称していると思われる。東瑩堂の猿田龜吉は、五十嵐文山に4年間従学したのち10年間熊谷源次郎に転学修業して開業し、東泉堂の東字を堂号にもつ。東隆堂周晋の須田新平は7年間東泉堂暘周に従学後開業し堂号に東字、書号に周字をもつ。

芝泉堂門人で芝字を冠する堂号をもつ例としては、芝祥堂峻悦²⁶は榮泉堂2代目の柘植暘樹に14年従学して開業し、後に芝泉堂2代目の坂川峻谷²⁷に転学し、明治6年現在芝祥堂峻悦と芝泉堂の芝、峻谷の峻をもつ堂号・書号を称している。川龍軒は、芝泉堂暘谷に従学して「免許」され、師の没後上京し青蓮院宮の直門となって川龍軒明谷という「筆號」を授かっている。門下に「……川堂」と川字をもつ堂号の師匠4件の『明細書』がある。

芝泉堂門人で青蓮院宮直門となっている例として、ほかに掬泉堂があり、門下で掬字を冠した掬英堂の『明細書』がある。

これらの修業歴から、以下のことが明らかになった。

- ① 堂号・書号に師の号の一字を授かったり、号を譲りうけたりしていた
- ② 免許、免状をうけたことを示す表現がある
- ③ 谷号師匠や青蓮院に転学して短期間で号をうけていた(師の没後別の師匠に転学した例もある)
- ④ 師匠の養子となって寺子屋を継承する場合でも谷号師匠に転学していた

²⁴ 乙竹岩造『日本庶民教育史』(前掲)中巻, 691頁。

²⁵ 『明細書』1, 15頁の雲陽堂の履歴欄に「青蓮院宮入木道直弟雲龍堂中嶋光國」に従学とあるほか、雲霞堂などの『明細書』がある。また同書の第3巻135頁の「雲龍堂光國」の履歴欄には中嶋に従学し「雲齋堂領山書銘免許」され、後に「雲龍堂光國書銘譲受」して開業したとあり、堂号譲受の一端を伺うことができる。

²⁶ 『明細書』には素悦とあるが、原簿では峻悦である。

²⁷ 『明細書』には素石とあるが、原簿では峻谷である。『明細書』1, 44頁の「英泉堂霞峰」の履歴欄にも「芝泉堂坂川素石」に弘化3年から従学とあるが、これも同様である。

同様のことは、ここで紹介した事例の他、西尾東谷、土肥丈谷などの「姓名表」記載の師匠の門下にもみられる。

もちろん、玉江流や今井流の例にみたように、新たな流派を自由におこすことは可能であったろうし、堂号書号をもたない師匠もいたであろう。しかし、谷号師匠や青蓮院への従学と可号の実態が『明細書』によって裏付けられたことから、「姓名表」にみられる師資相承が実際に行われていたと考えられる。「姓名表」にはどの巻まで伝授したかということも記されており、允可には一定の課程を修了していることが必須であったことを示している。

む す び

本稿では、まず師匠を輩出する有力な寺子屋に従学して号を免許されて師匠となっていることを示唆する事例として東泉堂の事例を位置づけ、つぎに『取調書』の報告内容を検討し、「寺子屋の分岐派生」の状況をみた。さらに個々の師匠の修業歴と開業の位相を、芝泉堂と東泉堂門人を事例として紹介し考察した。

それによって、文政期以降の江戸・東京で名家といわれたり、継続性のあった寺子屋師匠は、「姓名表」にみられるような形で書法を伝授され、谷号師匠や堂号書号をもつ師匠に可号をうけて師匠となり、さらに青蓮院宮の直門となって号を許されたりしていたことが明らかになった。家業を継ぐ場合であっても、いったん外部の師匠について号を得ている事例もあった。ここにみる寺子屋師匠の修業歴は、民間の自然発生的な制度に則った近世的な筆道修業であって、近代の教員養成とは異なる。しかし、人に教えるには一定の課程を修了することと免状が必要であるという認識が広まっていたことは、学制以降、おおくの東京の寺子屋師匠たちが私立小学校を設立して生業とするために小学教則の講習を受け免許を得ることを受け入れる心性を培っていたのではないだろうか。

なお、『取調書』の溝口流書法伝授の法や「姓名表」にあるような、師匠となるための具体的な課程²⁸や、指導法の伝授については今後の課題である。また、『人名録』『明細書』には、江戸の師匠に従学して江戸以外の地域で師匠となっている例がみられる²⁹ことを付け加えておく。

* 本稿での引用文・固有名詞は、できる限り原典に忠実に表記するようつとめたが、便宜上新字体に改めたものもある。

²⁸ 『取調書』(前掲) 11丁に「乾巻ヲ伝授セラルハニアラザレハ、大人、少年ノ別ナク、大凡人ノ師トナリ手本ヲ書スルヲ許サザル定メナリシト」とある。

²⁹ 『人名録』……岩田夫山・芝海堂龍谷・蓮池堂文盟・村上洒山・百瀬耕延門下、『明細書』……芝泉堂・三清堂門下など。